

J01

あんしん賃貸支援事業

部屋探しのガイドブック



日本語

はじめに

あんしん賃貸住宅推進協議会においては、あんしん賃貸支援事業の普及による外国人等の民間賃貸住宅への入居の円滑化と居住の安定確保を推進しています。

このガイドブックには、あなたが日本で部屋探しをするときに必要な基礎知識や役立つ情報が、たくさん書かれています。

日本の賃貸借契約には、あなたの国とは異なる独特の仕組みがあります。このガイドブックを読んでから部屋探しをはじめてください。

きっと、日本での部屋探しが順調に進むでしょう。新しい部屋に引っ越してから、近所の人とよい関係をつくれるでしょう。

あなたの希望する条件にあう部屋が見つかるように、私たちは応援しています。

あんしん賃貸住宅推進協議会

目次

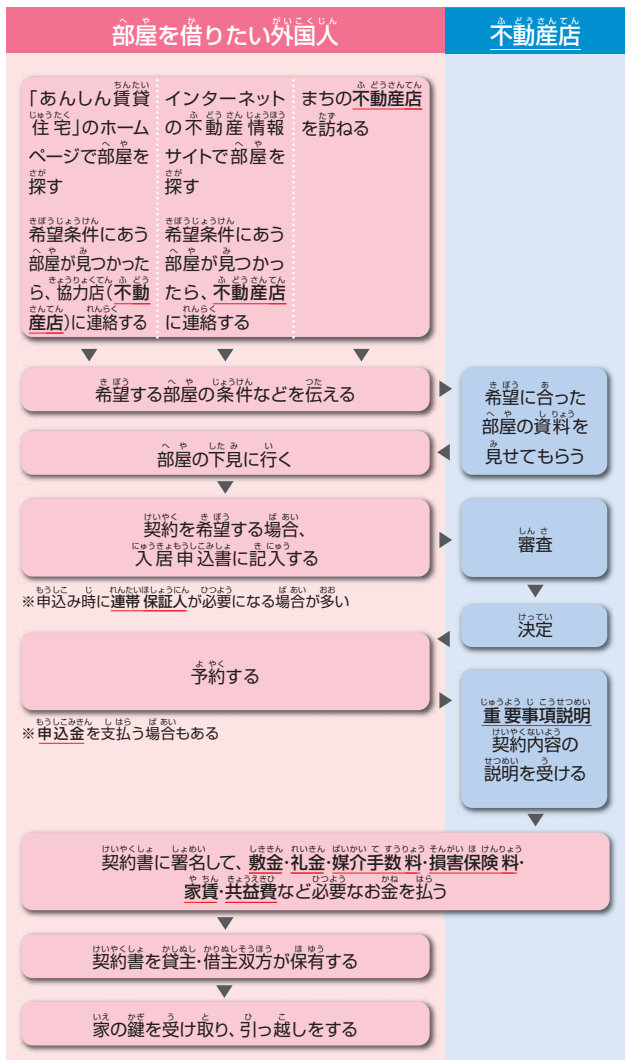
- | | | |
|----------|--------------------------------------|------------|
| 1 | 部屋探しから入居まで | J04 |
| 1 | 部屋を借りるときの手続き・契約の流れ
～ あんしん賃貸支援事業 ～ | J04 |
| 2 | 契約のときに必要な書類と費用 | J09 |
| 3 | 入居の手続き | J10 |
| 4 | 入居後の住まい方のルール | J11 |
| 5 | 引越し(退去)の手続き | J14 |
| 6 | 賃貸住宅の種類や間取り図等の見方 | J15 |
| 7 | 部屋を借りるときに知っておきたい
不動産用語 | J19 |
| 2 | 部屋を借りるときに役立つ情報 | J22 |
| 3 | 希望条件チェックシート | J24 |

※太い文字に下線がある用語はJ19「**7** 部屋を借りるときに知っておきたい不動産用語」の説明を読んでください。

1 部屋探しから入居まで

1 部屋を借りるときの手続き・契約の流れ

■ 住宅を借りるときの流れ



1 部屋の探し方

- 外国人等の入居を受け入れる賃貸住宅の情報や、部屋を紹介・媒介する不動産店の情報が掲載されている「あんしん賃貸ネット」というホームページがあります。利用してみてください。「あんしん賃貸ネット」は日本語で表記されていますので、日本語のわかる人と一緒に見てください。

<http://www.anshin-chintai.jp/>

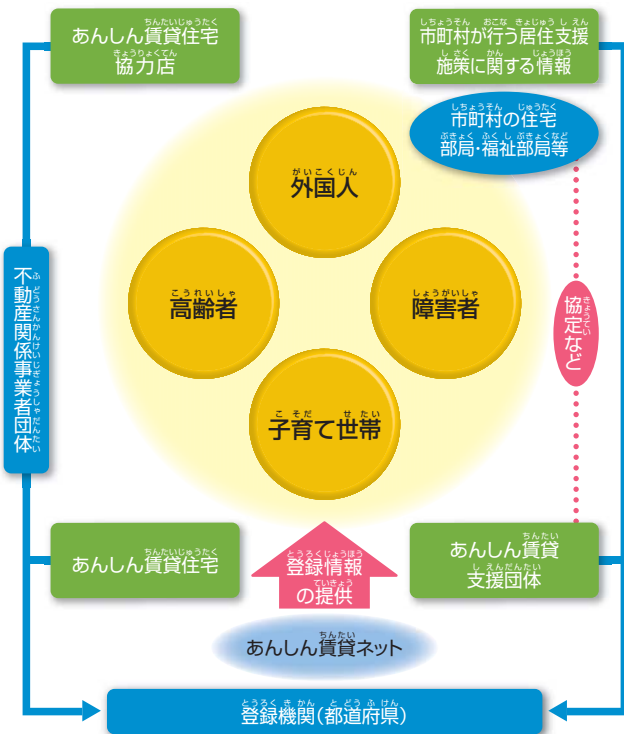
あんしん賃貸支援事業

一部の民間賃貸住宅では、トラブルの発生を避けるため、高齢者、障害者、外国人、子育て世帯の入居を制限する傾向があるようです。このような状況に対応するために、高齢者、障害者、外国人、子育て世帯が、安心して民間賃貸住宅に入居できるよう、外国人等の入居を受け入れることとする賃貸住宅の情報等を提供する仕組みとして「あんしん賃貸支援事業」が進められています。

<あんしん賃貸ネット>では

- 高齢者、障害者、外国人、子育て世帯の入居を受け入れることとして都道府県に登録された賃貸住宅「あんしん賃貸住宅」
- 外国人等への賃貸住宅の媒介をお手伝いし、入居をサポートする不動産店として都道府県に登録された「あんしん賃貸住宅協力店」
- 外国人等の入居を支援することとして都道府県に登録された「あんしん賃貸支援団体」(NPO・社会福祉法人など)が行う居住支援サービスに関する情報

などの情報を提供しています。



- インターネットの不動産情報サイトでも、部屋を探すことができます。



- ホームページ等で必要な情報を入手できない場合は、まちの不動産店へ行き、あなたが希望する部屋の条件を伝えて、部屋を紹介してもらいましょう。不動産店では、店外から見えるように、いろいろな賃貸住宅の情報を貼り出しています。それを見ると、あなたが希望する地域では、いくら位の家賃が必要なのかがわかります。
- あなたが留学生ならば、大学などの学生担当課で部屋の情報があるかどうか聞いてみてください。

2 不動産店を訪問する

- 不動産店を訪ねるときは、きちんとした服装であれば、お店の人の第一印象がよくなります。
- 日本語をあまり話せないならば、日本語を話せる人と一緒に不動産店へ行きましょう。

3 部屋の希望条件

- どのような条件で部屋を探しているのか、最寄り駅や家賃・広さ・設備など、自分の希望をはっきり伝えましょう。
 ➔ J24～25ページの希望条件チェックシートにあらかじめ記入しておき、不動産店の人に見せると良いでしょう。

4 不動産店で聞かれること

- 不動産店では一般的に、あなたについて、次のようなことを聞かれます。
 名前・職業・同居者(人数)・収入・日本語能力・連帯保証人の有無・身分証明書・住宅を探している理由等

5 部屋の下見

- 希望条件にあう部屋が見つかったら、下見に行きます。下見は無料です。部屋を見て気に入らなかつたら、断ってもかまいません。

- 部屋の間取り図と、実際の部屋の現状が異なることもあるので、下見のときにしっかりチェックします。
- 下見のときは部屋だけではなく、周辺環境や利便性もチェックします。駅やバス停、スーパーやコンビニエンスストア、郵便局、銀行、病院、公園などがどこにあるか聞きましょう。

6 入居申込み

- 部屋が気に入ったら、入居申込みをします。不動産店と家主が入居審査を行い、審査に通れば契約をして、入居することができます。
- 一般的に契約にあたっては連帯保証人が必要です。連帯保証人がいない場合、家賃債務保証会社等に家賃債務保証サービスを依頼できる場合もあります。このことについては、不動産店に聞いてみてください。

7 重要事項説明

- 契約前に、その契約の重要な点について不動産店から説明を受けます。分からないことがあれば、その時点でしっかりと質問しましょう。



8 契約

- 部屋を借りるときには「契約書」を交わします。契約書とは、貸す人と借りる人の間の約束がはっきりと書かれた書面です。契約書の内容を読み、説明してもらい、よく理解してから署名してください。契約書に署名するということは、あなたが契約書の内容を理解し、きちんと守るということを約束したことを意味します。なお、不動産店が媒介したときは媒介手数料がかかります。
- 重要事項説明を受けるとき等、契約書に署名するまでに、次のことを確認しておきましょう。
 - ・ 契約が普通賃貸借契約なのか定期賃貸借契約なのか
 - ・ 契約時に必要な敷金・礼金等の金額、敷引きがある場合はその金額について
 - ・ 普通賃貸借契約の場合、更新時の更新料の有無とその金額について
 - ・ 部屋の模様替えや入居者以外の人との同居などの禁止事項について
 - ・ 原状回復の条件について
 退去時に原状回復の費用について、トラブルがおきないように確認しておくことが必要です。

2 契約のときに必要な書類と費用

項目	内容
契約時に必要な書類	外国人登録原票記載事項証明書、パスポート、所得証明書、在学証明書など 連帯保証人の所得証明書と印鑑登録証明書
契約時に必要な費用	敷金・礼金・媒介手数料・損害保険料・家賃・共益費など、地域によって異なりますが月額家賃の4~7ヶ月分が目安です。 一般的に費用の支払いは、現金もしくは振込となります。

3 入居の手続き

1 鍵の受け取り

- 契約書を交わすと部屋の鍵が渡されます。この鍵は、解約時に家主に返すので、なくさないように注意しましょう。
- 鍵の受け取りの際、できれば不動産店立会いのもとで部屋の現状を確認し、チェックリストを作成しましょう。簡単な間取り図を書いて傷や汚れの場所を書き込み、白付の入った写真を撮っておくと後のトラブル防止に役立ちます。設備機器類は実際に動かして確認しておきましょう。
- 無断で合鍵を作ってはいけません。家主の許可が必要です。

2 電気・ガス・水道の申し込み

- 電気は、ブレーカーについているハガキに、名前・住所・使用開始日を記入してポストへ入れます。
- ガスは、事前にガス会社に連絡し、入居する日にガスの元栓を開けてもらうように頼みます。ガスの開栓には、本人の立ち会いが必要です。
- 水道は、市区町村等の水道担当部局に連絡して開栓の手続きを行います。備え付けのハガキに、名前・住所・使用開始日を記入してポストへ入れます。

3 近所へのあいさつ

- 日本では、引っ越しした際に両隣と上下階の人に挨拶に行くのが一般的です。自分の名前など簡単な自己紹介をしましょう。
- お互いに顔見知りになると、何かと便利です。日頃からあいさつするよう心掛けましょう。



4 町内会・自治会

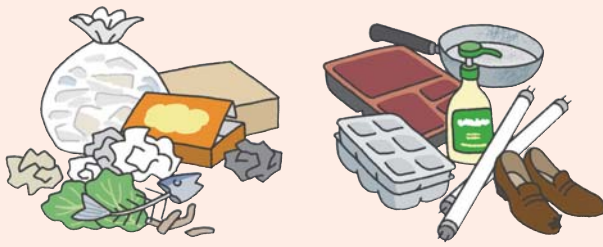
- 日本では、一般的にいずれの地域でも「町内会」や「自治会」と呼ばれる住民組織があります。
- 町内会や自治会では回覧板(役所や保健所などからのお知らせを順にまわす連絡板)をまわしたり、防犯活動や防災訓練、お祭りなど住民同士の交流活動を行ったりしています。
- 町内会や自治会の活動は、住民が支払う会費で運営されています。

4 入居後の住まい方のルール

1 ゴミの出し方

- ゴミの出し方は、あなたが住んでいる地域(市区町村)によって異なります。ゴミの種類ごとに出す曜日や時間帯が決まっていますので、入居時に不動産店や近所に住む人、役所にたずねましょう。
- 曜日や時間帯を守らないと、ゴミは分別しても回収されず、多くの場合、近隣とのトラブルになります。特に気を付けてください。
- 確認する必要がある事項

- | | |
|------------------|---------------------------|
| ・ゴミを出す曜日と時間 | ・資源ゴミ(瓶、缶、ペットボトル、新聞など)の区別 |
| ・ゴミを出す場所 | ・粗大ゴミの出し方 など |
| ・燃えるゴミと燃えないゴミの区別 | |



- 外国人が多い市区町村では、外国語で説明したイラスト入りのゴミの出し方に関するパンフレットを作っている場合があります。役所や清掃事務所などに問い合わせましょう。

2 生活騒音の注意

- 集合住宅では、隣や上下階に音が伝わりやすいので、特に夜間から早朝にかけては注意しましょう。
- 例えば、大きな話し声やパーティ、テレビ・ステレオ・楽器の音、掃除機や洗濯機、子どもが走り回る音、ドアの乱暴な開閉、深夜の入浴などが、騒音になることがあるので注意します。



3 部屋の使い方

- 日本は湿気が多いため(特に夏場)、室内の換気を心掛けてください。結露が発生したときは拭き取ってください。放置するとカビが発生し、借主の責任となります。
- 部屋の壁に釘を打ったり、ペンキを塗ったりすることは、禁止されていることが多いので、契約書の禁止事項を確認してください。
- 無断で契約者以外の人と同居したり、自分が借りた部屋を他の人に貸したりすることは、契約違反です。

4 台所の使い方

- 流し台の排水溝に油や生ゴミなどを直接流してはいけません。油は新聞紙などで吸い取り、燃えるゴミとして別に捨ててください。
- 匂いや煙の出る料理をするときには換気扇を回し、室内に匂いが残らないように注意してください。

5 浴室・トイレの使い方

- 浴室の排水溝に髪の毛などを流してはいけません。
- トイレに、トイレットペーパー以外のものを流してはいけません。
- 排水が詰まると水が溢れ出して、周りの人に迷惑をかけます。下の階の部屋に被害が出たときは、弁償しなければならぬこともあります。

6 共用部分やベランダの使い方

- 集合住宅では、自分の部屋以外の廊下、階段などは共用部分です。ゴミや私物などを置かないでください。共用部分は、いざというときの避難通路です。
- ベランダが緊急時の避難通路となっている場合もあります。脱出口などに荷物を置かないでください。



5 引越し(退居)の手続き

1 転居の連絡

- 転居する場合は、契約書に書かれている期限(通常1~2ヶ月前)までに、家主や不動産店に解約することを伝えます(解約予告)。

2 電気・ガス・水道の解約

- 引越しの1週間前までに、電力会社・ガス会社・市区町村等の水道担当部局に解約の連絡をします。
- 引越しをする日に、電力会社、ガス会社、市区町村等の水道担当部局の係の人が来て、使用停止の手続きをします。その日までの使用料金を精算します。

3 電話・インターネットの手続き

- 固定電話は、契約している電話会社に連絡して移転の手続きをします。
- 携帯電話は、契約している電話会社に住所移転の連絡をします。
- インターネットは、契約しているプロバイダーに住所移転等の連絡をします。

4 郵便物の手続き

- 郵便局で、郵便物の転送の手続きを行います。そうすれば、以前の住所が宛先になっている郵便物も一定期間は新しい住所で受け取ることができます(国内の場合など)。

5 粗大ゴミの申し込み

- 家具などの粗大ゴミや、ゴミが大量に出る場合は、早めに市区町村の役所や清掃事務所の担当窓口へ連絡し、処分方法を確認します。
- 回収日が引越し後になるときは、家主や管理人に相談しましょう。

6 荷物の運び出し

- 引越しは、昼間のうちに済ませましょう。夜間の引越し作業は、近所の迷惑になるのでやめましょう。
- すべての荷物を部屋から運び出して、部屋をきれいに掃除します。ゴミを残してはいけません。

7 鍵の返還・明け渡し

- 部屋を明け渡すときに、鍵を返還します。
- 原状回復とは、部屋の中であなたが壊したり、傷つけたりした所を修繕し、明け渡すようにするという意味です。不動産店や家主立ち会いのうえ、部屋・設備等の状況を入居時と比較して、原状回復がどの程度必要か、点検・確認をします。

8 敷金の精算

- 退去後、敷金は原則として返還されます。ただし、原状回復費用や、部屋に残した物の処理費用等がかかった場合は、敷金から差し引かれます。もしも原状回復等の費用が敷金を上回る場合は、不足分を支払わなければいけません。

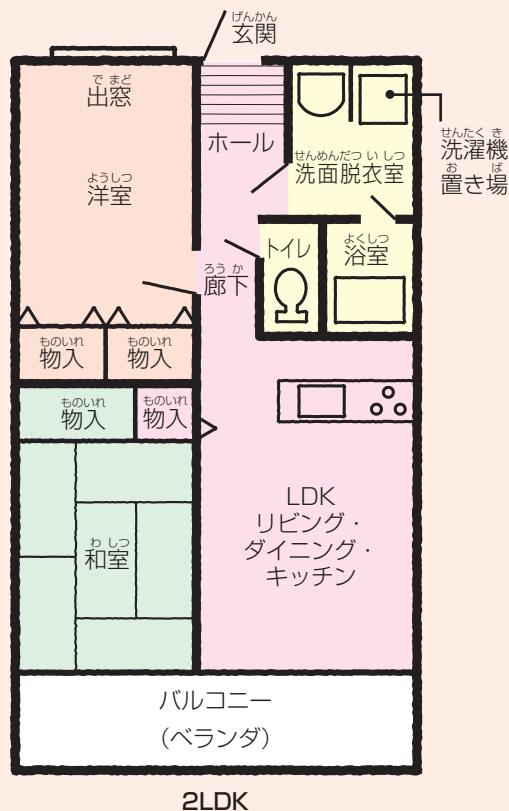
6 賃貸住宅の種類や間取り図等の見方

1 アパートとマンションの違い

- アパートとは、一般的に木造か軽量鉄骨造等の低層の集合住宅のことです。また「ハイツ」「コーポ」と呼ばれることもあります。
- マンションとは、一般的に鉄筋コンクリート造の集合住宅のことです。

2 間取り図の見方

- 日本では、間取りを「2LDK」などと表記します。
- 「L」は居間(リビング)、「D」は食堂(ダイニング)、「K」は台所(キッチン)のことです。「DK」は食堂と台所を兼ねた部屋のことです。「LDK」は居間と食堂と台所が兼用の部屋のことです。
- 「1DK」「2LDK」など、最初につく「1」や「2」の数字は、独立した部屋の数を表しています。つまり「2LDK」とは、LDK以外に独立した部屋が2室あることを意味しています。



2LDK

※掲載の間取り図は一例です。

3 部屋の大きさの単位(帖、坪)

- 住宅の広さを示す単位には、平方メートル(m²)の他に、日本固有の「帖」や「坪」という単位があります。
- 「帖」とは畳1枚のことで、大きさは約180cm×90cmです(それより小さな畳もあります)。部屋の広さを示すときに使います。「畳」と書くこともあります。
- 「坪」は土地の広さを表すときに使います。1坪の大きさは、約3.3m²です。

4 和室と洋室の違い

- 和室とは畳の敷いてある日本式の部屋のことです。
- 洋室とは、床がフローリングかカーペット敷きの部屋のことです。

5 日本の浴室

- 一般的に日本の浴室は、浴槽と洗い場に分かれています。
- 浴槽はお湯をためてつかただけで、髪の毛や身体を洗うときは、浴槽は使わず洗い場を使います。シャンプーや石けんをきれいに流してから、浴槽に入ります。
- 複数の人が入浴する場合、浴槽のお湯は捨てずに、次の人が入浴し、そのまま使うことができます。



6 和式のトイレ

- 和式のトイレは、おおい(ドーム)がある方を前にしゃがんで使います。



7 土足厳禁

- 日本の住宅は、玄関から廊下や室内に入るときに一段高くなっています。玄関で靴を脱いで、家の中に入ります。日本では床の上に直接座ったり、布団を敷いて休んだりします。ですから、靴や履物は玄関で必ず脱ぎます。履いたまま部屋に入ってはいけません。



8 駐輪場

- 自転車は自転車置き場などの決められた場所に並べて置きます。専用のステッカーを貼る等のルールがあるときは、それに従う必要があります。なお、自転車は必ず駐輪場を借りる必要があります(多くの場合、有料です)。敷地内に空いている駐車区画等があっても、自分が借りていない場合は、駐車してはいけません。

7 部屋を借りるときに知っておきたい不動産用語

【不動産店】

賃貸住宅の媒介や不動産の売買などを行う店のことです。

【連帯保証人】

家賃の不払いや、部屋を明け渡すときの修理費用を払えなくなったとき、あなたの代わりにそのお金を支払う人のことです。入居申し込みのときに必要です。連帯保証人には、一定以上の収入が求められます。

【申込金】

契約の予約をするときに、不動産店へお金を預ける場合があります。契約が成立しない場合に、申込金が戻ってくるのかを確認しましょう。

【重要事項説明】

不動産店が媒介するとき、契約締結の前に、不動産店が借主(予定者)に対して説明を行い、重要事項説明書を交付します。設備の状況や敷金の取扱等、大切なことが説明されますので、よく聞き、分からないことは質問しましょう。

【敷金(保証金)】

敷金とは、家賃の不払いや、明け渡すときに部屋の修理が必要な場合に備えて、契約するときに家主に預けておくお金のことです。家賃の2ヶ月分程度が目安です。部屋を明け渡すときに精算し、残ったお金は返還されます。地域により、敷金のことを保証金と言うこともあります。保証金は家賃の6ヶ月程度が多いようです。

【礼金】

契約時に家主に支払うお金です。礼金は、関東地方等に多く家賃の1~2ヶ月分が目安です。礼金は返還されません。最近は、礼金なしで入居できる部屋もあります。

【媒介手数料】

不動産店に手数料として支払うお金で、家賃1ヶ月分以内と決められています。

【損害保険料】

契約するときは火災や水漏れに対応する損害保険に加入することが一般的です。

【家賃】

部屋を借りるための料金で、当月分を前月末までに支払うことが一般的です。月の途中で入居・退去する場合は原則、日割り計算になります。

【共益費(管理費)】

階段や廊下など入居者が共同で使う部分の電気代や清掃代に当てるお金です。日本では、家賃とは別に共益費(または管理費)を支払います。当月分を前月末までに家賃と一緒に支払うことが一般的です。

【同居者】

借りる部屋に同居者がいる場合は、契約時に家主に届け出をする必要があります。届け出のない人を無断で同居させると、退去させられる場合があります。

【家賃債務保証会社】

家賃債務保証会社とは、家賃の不払いなどがあったときに、家主に対してあなたの払えなかったお金を保証する会社のことで、利用する場合は、あなたが一定額の保証料(2年分の保証料として一括前払いで家賃1ヶ月分の35~50%くらいが多い)を保証会社に支払う必要があります。ただし、これは保険ではありません。保証会社は、代わりに支払ったお金を、後であなたに請求します。

【普通賃貸借契約】

普通賃貸借契約は、日本では一般的な賃貸借契約の形式です。契約期間が過ぎても、正当な理由がない限り、家主から契約更新を断ることはできません。つまり、更新の合意が整わなかったときも、契約は自動的に更新されます。

【定期賃貸借契約】

定期賃貸借契約は、契約期間の満了により、更新されることなく確定的に契約が終了する賃貸借契約のことです。なお、借主と家主の合意があれば、再契約できます。

【敷引き】

敷引きは、部屋を明け渡すときに、敷金や保証金から差し引かれて返還されない金額をあらかじめ決めておく契約の方法です。東海地方や関西地方、九州に多くみられます。

【更新料】

契約を継続する場合、契約更新の対価として借主から家主に支払われるお金で、特約で定められることがあります。なお、契約期間は通常2年間です。

【原状回復】

あなたの故意・過失や不注意によって、部屋を損傷したり、汚したりした場合には、その損害を元の状態に戻すために、必要な費用を負担しなければなりません。その費用を原状回復費といい、退去時に、敷金から差し引かれます。部屋は、きれいに使うように心がけましょう。

【解約予告】

契約期間の途中で解約する場合には、家主や不動産店に解約することを事前に(契約書に従って通常解約の1~2ヶ月前までに)申し入れをする必要があります。

部屋を借りるときに役立つ情報

外国人の住まいに関する支援

①財団法人 自治体国際化協会

[多言語生活情報ホームページ]

日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、ベトナム語、インドネシア語、タイ語で、部屋を借りる時に必要な情報提供をしています。フランス語、ドイツ語、ロシア語についても順次追加予定です。

<http://www.clair.or.jp/tagengo/>

②特定非営利活動法人 かながわ外国人すまいサポートセンター

外国人のために、英語、中国語、広東語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語で住宅に関するさまざまな相談や通訳に応じてくれます。部屋探しの支援もしています。

☎045-228-1752

<http://www.sumasen.com/>

③埼玉県県民生活部国際課

[外国人住まいサポート店制度]

不動産業界団体からの推薦に基づき、県に「外国人住まいサポート店」として登録された埼玉県内の宅地建物取引業者が、外国人からの賃貸住宅などの相談に無償で応じ、入居を支援します。

同サポート店のリストはホームページで情報提供しています。

☎048-830-2717

<http://www.pref.saitama.lg.jp/A12/BF00/sumaisupport.htm>

④地方自治体や国際交流協会の「外国人相談」

住宅の相談にも応じるので問い合わせてください。

留学生・就学生の住まいに関する支援

①財団法人 日本国際教育支援協会

[留学生住宅総合補償]

留学生・就学生が、連帯保証人を見つけやすくなるように支援する制度です。

☎03-5454-5275

<http://www.jees.or.jp/crifs/index.htm>

※同様の支援制度は宮城県・石川県にもあります。

◆財団法人 宮城県国際交流協会

[宮城県留学生住宅連帯保証人支援事業]

☎022-275-3796

<http://www.h5.dion.ne.jp/~mia/>

②千葉県国際交流センター

[外国人学生住居アドバイザー制度]

千葉県の留学生・就学生の部屋探いを支援する不動産店を紹介します。また、日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語で、住まいの情報提供をしています。

☎043-297-0245

<http://www.mcic.or.jp/sodan/juukyo-advisor.html>

③財団法人 京都市国際交流協会

[物件検索サイト ハウスナビ]

インターネットにて日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語で京都地域の部屋探しができます。

その他ネットワーク団体と共に物件を紹介するイベント「留学生ふれあい住宅フェア」も実施しています。

☎075-752-3010

<http://house.kcif.or.jp/>

希望条件チェックシート

この[希望条件チェックシート]の太枠内に記入して、不動産の人に見せましょう。

外国人の方

わたしは、次のような条件で部屋を探しています。

①希望家賃	¥ _____ ~ ¥ _____
②希望エリア	(_____) 駅の近く 駅からの徒歩(_____)分以内
③建物の種類	<input type="checkbox"/> アパート <input type="checkbox"/> マンション <input type="checkbox"/> 一戸建て
④部屋の階	<input type="checkbox"/> 2階以上がよい <input type="checkbox"/> 何階でもよい
⑤部屋の広さ	(_____)㎡ 以上
⑥間取り	<input type="checkbox"/> ワンルーム <input type="checkbox"/> ワンルーム以外 独立した部屋 (_____) 室 兼用部屋 <input type="checkbox"/> K <input type="checkbox"/> DK <input type="checkbox"/> LDK 部屋のタイプ <input type="checkbox"/> 和室 <input type="checkbox"/> 洋室 <input type="checkbox"/> 希望なし
⑦トイレ	<input type="checkbox"/> 洋式 <input type="checkbox"/> 和式
⑧風呂	<input type="checkbox"/> 風呂付き <input type="checkbox"/> 風呂なしでもよい
⑨エアコン	<input type="checkbox"/> エアコン付き <input type="checkbox"/> エアコンなしでもよい
⑩同居予定者	(_____) 人 <input type="checkbox"/> 家族 <input type="checkbox"/> 友人 <input type="checkbox"/> その他
⑪連帯保証人	<input type="checkbox"/> います <input type="checkbox"/> 保証会社を使いたい <input type="checkbox"/> いません
⑫入居希望日	(_____) 年 (_____) 月 (_____) 日から ※わたしの滞在予定期間は、 (_____) 年 (_____) 月頃までです。
⑬契約時の費用	¥ _____ くらい準備できます。

外国人の方

わたしのプロフィールは次の通りです。

①お仕事は何ですか？

- 会社員 工場勤務 自営業
 店員 学生 その他

②雇用形態はどうですか？

- 正社員 契約社員 派遣社員
 パート その他

③日本語はどのくらい話せますか？

- できる 日常会話程度 できない

④日本語は読めますか？

- 読める ひらがなはOK 読めない

不動産店

このチラシをみて希望する部屋があったら、
次は日本語のできる人と一緒に来てください。

もう一度この冊子を、よく読んでください。

いま、うちの店には条件にあう部屋がありません。

あなたの希望する条件では、部屋はありません。
あなたの希望するエリアで、希望する広さの部屋の

家賃は ¥ _____ が相場です。

もう一度、条件を考え直してから来てください。

な 姓
名前

じゅうしょ
住所

でん わ ばん ごう
電話番号

()



けいたい でん わ ばん ごう
携帯電話番号

()

パスポートNo.

きん む き また がっこうめい
勤務先又は学校名

しよ ざい ち
所在地

でん わ ばん ごう
電話番号

()

にほ ん きん きゅうれんらく さき
日本の緊急連絡先

な 姓
名前

でん わ ばん ごう
電話番号

()

じこく きん きゅうれんらく さき
自国の緊急連絡先

な 姓
名前

でん わ ばん ごう
電話番号

()